**平成２４年（フ）第７６０号**
兵庫県西宮市枝川町２番136―106号
債務者　竹田　一也
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第７７４号**
兵庫県尼崎市潮江２丁目13番８号
債務者　田中　正一
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第８０３号**
兵庫県西宮市北名次町８番18―112号、前住所兵庫県西宮市樋之池町２番15―204号
債務者　村瀬　充子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第７８１号**
北九州市戸畑区牧山４丁目６番７号
債務者　岩崎　明美
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第８５５号**
北九州市小倉北区宇佐町２丁目10番10号　コーポ小倉101
債務者　藤岡一郎こと　**袞**　　在洪
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第８６５号**
北九州市八幡西区本城東１丁目８番17―703号
債務者　坂本　純子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第８７２号**
北九州市若松区宮前町７番９号
債務者　上野　葉子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第１５６号**
佐賀県伊万里市伊万里町甲237番地ロ
債務者　山川　和彦
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２４年（フ）第３６６号**
盛岡市茶畑１丁目２番52―502号
債務者　山本　　翼
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２４年（フ）第２２３０号**
愛知県海部郡蟹江町大字西之森字高粕５番地19　コア・ロード２Ｄ、従前の住所愛知県あま市七宝町川部折戸19　コーポ折戸Ｂ―１
債務者　尾﨑　弥生
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第２４８０号**
名古屋市東区東大曽根町26番５号　オオシマビル201号、従前の住所名古屋市東区東大曽根町48番10号　グランドール徳川101号
債務者　後藤　秀香
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第６８号**
兵庫県南あわじ市広田中筋679番地４
債務者　赤池　浩明
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**平成２４年（フ）第７９号**
長崎県南島原市西有家町須川2822番地
債務者　森　　和洋
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２４年（フ）第８５号**
長崎県雲仙市瑞穂町西郷庚498番地
債務者　島田　秋子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２４年（フ）第８６号**
長崎県島原市湊町121番地　中村アパート
債務者　宮﨑　徳市
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２４年（フ）第２４４２号**
名古屋市守山区白山４丁目1204番地　サンシャインマンション３階
債務者　加藤　幸子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第８１２号**
北九州市門司区黒川西１丁目３番38号
債務者　杉村　信彦
1　決定年月日時　平成25年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第９４号**
福岡県京都郡みやこ町有久248番地２
債務者　塚田　加代
1　決定年月日時　平成25年１月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係